

## ○福島県環境審議会条例

平成六年七月十五日  
福島県条例第五十九号

福島県環境審議会条例をここに公布する。

福島県環境審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第二項の規定に基づき、同条第一項の合議制の機関の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(平一一条例五七・一部改正)

(名称)

第二条 環境基本法第四十三条第一項の合議制の機関の名称は、福島県環境審議会(以下「審議会」という。)とする。

(平一一条例五七・追加)

(組織)

第三条 審議会は、委員二十七人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 国の関係行政機関の職員

(平一一条例五七・旧第二条繰下、平一四条例八・一部改正)

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平一一条例五七・旧第三条繰下)

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(平一一条例五七・旧第四条繰下)

(専門調査員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員若干人を置く。

2 専門調査員は、県の職員及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門調査員の任期は、二年とする。ただし、現任者の任期中に新たに任命された専門調査員の任期は、現任者の任期の残存期間とする。

4 専門調査員は、再任されることができる。

5 専門調査員は、審議会及び部会の会議に出席し、意見を述べるることができる。

(平一一条例五七・旧第五条繰下)

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平一一条例五七・旧第六条繰下)

(部会)

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の選挙によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の会議の議長となる。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、会長が招集する。
- 7 前条第三項及び第四項の規定は、部会に準用する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平一一条例五七・旧第七条繰下)

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平一一条例五七・旧第八条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成六年八月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に開催される審議会の会議は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、知事が招集する。

(福島県生活環境保全条例の一部改正)

- 3 福島県生活環境保全条例(昭和四十六年福島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福島県産業公害等防止条例の一部改正)

- 4 福島県産業公害等防止条例(昭和四十六年福島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成一一年条例第五七号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年条例第八号)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に委員の任期満了に伴い新たに組織される審議会について適用し、施行日前に組織された審議会については、なお従前の例による。

## ○環境基本法

平成5年11月19日法律91号

(都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第43条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

《改正》平11法087

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。